

きりしんATM定期預金

（2023年7月3日現在）

1. 商品名（愛称）	きりしんATM定期預金（ATMお預け入れ専用）						
2. ご利用いただける方	個人のお客さま限定						
3. お取り扱い定期預金 及びお預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期預金（単利型） 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定定期預金 3年 						
4. お預け入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫のATMにより、現金またはキャッシュカードを利用した振替によるお預け入れとします。 ・「窓口・ATM共用定期預金通帳」へのお預け入れとします。 ※通帳を発行しますので、初回お預け入れの前にお届印、本人確認資料等をご持参の上、窓口にて手続きをお願いします。なお、既存の定期預金通帳を切替えることも可能です。 						
5. お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の場合 ……1万円以上100万円以内（1千円単位・紙幣100枚まで） ・振替の場合 ……1万円以上200万円以内（1円単位でお預け入れいただけます） 						
6. 払戻方法	ATMによる解約手続きは出来ません。 ※払戻しの際は窓口、営業担当者へお申し付けください。						
7. 継続方法	自動継続とします。（当初ご契約時に、元金継続・元利金継続をご選択いただきます）						
8. 利息 (1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 （お預け入れ時もしくは自動継続時の利率を約定利率として満期日まで適用します） ・スーパー定期預金のうち、1年物～5年物については、店頭表示金利に下記利率を上乗せします。 （但し初回満期日までとし、継続後は継続日の店頭表示金利を適用します。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>1年・2年・3年</th> <th>4年・5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乗せ利率</td> <td>0.010%</td> <td>0.015%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	1年・2年・3年	4年・5年	上乗せ利率	0.010%	0.015%
預入期間	1年・2年・3年	4年・5年					
上乗せ利率	0.010%	0.015%					
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・期日指定定期預金については、店頭表示金利に0.010%上乗せします。 （但し初回満期日までとし、継続後は継続日の店頭表示金利を適用します。） <p>〈スーパー定期預金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ期間1年以下のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・お預け入れ期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 <p>〈期日指定定期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括して支払います。 						
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。						
9 税金	20%（国税15%、地方税5%） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。						
8. 手数料	—						
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。						
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。						

次頁に続きます

<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることは出来ません。 ・マル優でのお取扱いは出来ません。 ・スーパー定期お預け入れ期間2年のものは、中間払利息を定期預金とします。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）